

平成29年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成29年7月20日 開会

平成29年7月20日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成29年第3回新十津川町議会臨時会

平成29年7月20日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第51号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第52号 平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第53号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	進藤久美子君	2番	杉本初美君
3番	鈴井康裕君	4番	小玉博崇君
5番	白石昇君	6番	西内陽美君
8番	青田良一君	9番	長名實君
10番	笹木正文君	11番	長谷川秀樹君

○欠席議員（1名）

7番 安中経人君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	遠藤久美子君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	後木満男君
建設課長	村中忠夫君
教育委員会事務局長	中畑晃君
会計管理者	谷口秀樹君
代表監査委員	山本忍君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 高宮正人君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。

ただ今から、平成29年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今出席している議員は10名であります。欠席の申し出は、7番、安中議員であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、新十津川町議会会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。

3番、鈴木康裕君。4番、小玉博崇君。両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第51号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程をいただきました議案第51号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

平成29年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,945万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第51号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第3号の内容について、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

18款、繰入金。補正額59万円。これは、財政調整基金を繰り入れるものでございます。計3億3,827万4千円。

歳入合計、補正額59万円、計63億3,945万8千円。

次に、歳出。

4款、衛生費。補正額59万円、計6億2,289万4千円。財源内訳、一般財源59万円でございます。

歳出合計、補正額59万円、計63億3,945万8千円。財源内訳、一般財源で59万円。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

4款1項1目保健衛生総務費。補正額59万円、計3億3,085万5千円。財源内訳、一般財源で59万円。内容を申し上げます。事業番号5番、国民健康保険特別会計繰出金59万円。

これは、過般、国が示しました後期高齢者医療保険料システムに軽減判定所得の算定誤りがあることが判明いたしました。それを受けまして、国民健康保険税システムにおいて同様の誤りがないか確認したところ、本町でも誤りがあることが判明いたしました。

誤りの概要といたしましては、2項目ございまして、一つ目は、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合で、確定申告上の繰越損失額を用いて計算されているとき。二つ目は、住民税合計所得の算出時に、分離所得の損失を繰越控除前の総所得金額と損益通算して計算されているとき。この二通りの場合に、通常システム仕様により計算すると、賦課誤りが生ずるというものでございます。

本町では税条例に基づきまして、5年間に遡って調査を行った結果、16件、11名に誤りがあり、追徴は4件、13万1千円。還付が12件、56万2,300円ということになりました。

今回の補正につきましては、国民健康保険特別会計において、不足となります還付金を増額補正するため、国民健康保険特別会計への繰出金59万円を補正計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成29年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第52号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程をいただきました議案第52号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,457万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては、副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第52号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきまして、内容の説明を申し上げます。

18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。総括、歳入。

3款、繰入金。補正額59万円。これは、一般会計からの繰入金でございます。計1億7,806万4千円。

歳入合計、補正額59万円、計4億1,457万5千円。

次に、歳出。

4款、諸支出金。補正額59万円、計124万1千円。財源内訳、一般財源59万円。

歳出合計、補正額59万円、計4億1,457万5千円。財源内訳、一般財源で59万円でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。

22ページ、23ページをお開き願います。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金。補正額59万円、計119万円。財源内訳、一般財源で59万円。内容を申し上げます。事業番号1番、一般被保険者国保税過年度分還付金59万円。これは、一般会計補正予算でご説明申し上げました国民健康保険税の過年度分還付金が不足するため、増額補正をするもので、今回の還付分56万2,300円に還付加算金2万2,200円を加えました59万円を補正計上するものでございます。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算の内容でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、平成29年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第53号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第53号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

1、名称及び数量、総合行政システム機器一式。

2、取得の目的、システム機器の老朽による更新。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、金5,508万円。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地。株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、中村公夫。

提案理由でございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

なお、裏面に参考資料といたしまして、財産の規格等を記載してございますのでお目通しをいただきたいと思います。

なお、納入期限におきましては、平成29年12月29日となっております。

以上、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8番、青田良一君。

○8番（青田良一君） 参考までにちょっとお聞かせいただきたいんですけども、システム機器の老朽化という表現でございますけれども、この老朽化という部分の定義について、お持ちであればお聞かせいただきたいんですよ。

実際に更新する前の機械が、何年に入って、使用年数といえますか、そこら辺も合わせてご説明いただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の8番議員の質疑にお答えをいたします。

本町では、こういったサーバー機器の更新に関しましては、財務省令で定めております耐用年数の基準がございます。これが一応6年というのが目安となっております、これに近づいたものから順に更新をしていっている状況でございます。

今回更新をする機器に関しましては、平成24年の3月に納入が終わったもの、それから平成24年の12月に納品のあったもの、この二つのサーバー機器を更新したいとするものでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、小玉博崇君。

○4番（小玉博崇君） 今回、このシステムを更新した後の保守の作業等も出てくるのかなと思いますが、その保守業務の中身というか、どの程度の期間で保守作業をやって、また、それに対してどのくらいお金が更に更新されるのか、追加されるのかというのをもし分れば教えていただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の4番議員の質疑にお答えをいたします。

サーバー機器に関しましては、機器のまず保証に関しては、5年間の無償の保証が付くというような契約になってございます。保守料に関しましては、申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がございません。申し訳ございません。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 平成29年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員